

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十二号

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別定数に関する条例（昭和三十三年十月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

第一条の見出しを「（議員の定数）」に改め、同条中「奈良県の議会の議員」を「奈良県議会議員」に改め、「、当分の間」を削る。

第二条を次のように改める。

（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条第一項及び第八項の規定により、奈良県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
奈良市・山辺郡	奈良市、山辺郡	十一人
大和高田市	大和高田市	二人
大和郡山市	大和郡山市	三人

吉野郡	北葛城郡	磯城郡	生駒郡	宇陀市・宇陀郡	葛城市	香芝市	生駒市	御所市	五條市	桜井市	橿原市・高市郡	天理市
吉野郡	北葛城郡	磯城郡	生駒郡	宇陀市、宇陀郡	葛城市	香芝市	生駒市	御所市	五條市	桜井市	橿原市、高市郡	天理市
二人	三人	二人	三人	一人	一人	二人	四人	一人	一人	二人	四人	二人

第三条を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年三月一日から施行する。